

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 6 号  
2 0 1 7 年 1 月 2 6 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「大阪修繕車両所ワーキングルーム移転」に関する申し入れ

会社は、昨年12月、業務委員会での「お知らせ」及び2017年1月の大阪修繕車両所総点呼、横田所長の訓示において、現在のワーキングルーム（仕業庫西方）を鳥飼基地総合事務所棟の6階に移転することを明らかにしました。

ワーキングルームを鳥飼基地総合事務所棟移転の理由について、異常時の即応体制の強化を目指すとしているが、現在のところ、移転に関して管理者に問い合わせても「何も決まっていない」と返答するのみであり、社員に不安と動揺が広がっている。また、異常時の即応体制の強化としているが、何のメリットがあるのか甚だ疑問である。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 仕業庫西方にあるワーキングルームを鳥飼基地総合事務所棟の6階に移転する目的等について。
  - (1) 現在、仕業庫西方にあるワーキングルームを鳥飼基地総合事務所棟の6階に移転する目的として異常時の即応体制の強化としているが、何をもって即応体制の強化となるのか明らかにすること。
  - (2) 2009年7月に当時の大阪第一車両所を大阪仕業検査車両所と大阪修繕車両所に分割して以降、異常時の対応を行ったことがあるのか明らかにすること。また、あるとするならその履歴を明らかにすること。
  - (3) 移転の目的に異常時の即応体制の強化とあるが、「現在の異常時の即応体制」と「移転後の異常時の即応体制」の違いを明らかにすること。また、移転に伴うメリットを明らかにすること。
  - (4) 現在、大阪各車両所以外で、異常時が発生した場合、検修当直で様々な手続きを行ってから、出勤している。移転後も同様の扱いとなるのか明らかにすること。

- (5) 現在、修繕作業は、臨修庫、仕業庫、交検庫、電留線、着発線等様々な場所で、作業を行っており、社員が常にワーキングルームに滞在することはない。ワーキングルームを鳥飼基地総合事務所棟の6階に移転したとしても、例えば、臨修庫で作業中に異常事態が発生した場合、一旦、作業を中断し、作業着から制服に着替えて鳥飼基地総合事務所棟の6階に移動し、その後、出勤すると考える。これら一連の動きは、現在と何ら変わらないと考える。会社の考えを明らかにすること。
- (6) 現在、ワーキングルーム1階にある工具類は、移転後、どこに収納するのか明らかにすること。
- (7) 異常時の即応体制の強化は否定しないが、大阪修繕車両所の本来の目的は、「安全で快適な車両をお客様に提供すること」が目的であり、従来の作業体制が今回の移転により損なわれることがあってはならない。よって、現在の作業体制を維持するために、鳥飼基地総合事務所棟6階への移転には、現場社員の意見を十分反映すること。

## 2. 鳥飼基地総合事務所棟の6階に移転後の設備等について。

- (1) 鳥飼基地総合事務所棟の6階のレイアウト（ワーキングルーム、食堂、更衣室、出勤時退勤時の待機場所、喫煙ルーム、談話室等）を明らかにすること。
- (2) 現在、作業に当たり、大型機器、台車交換等の作業は、作業服（ツナギ服）に着替えて作業を行っているが、どこで着替えるのか明らかにすること。
- (3) 現在、作業服（ツナギ服）では、事務所棟のフラPPERゲートを通ることはできないが、今後、作業服（ツナギ服）着用でもフラPPERゲートの通行を許可すること。
- (4) 現在、作業で使用した手袋やタオル、作業服（ツナギ服）等は、専用の洗濯機と乾燥機を使用している。移転後の洗濯機と乾燥機の使用を明らかにすること。
- (5) 現在、ワーキングルームにある食堂の設備は、移転後も同様の設備とすること。
- (6) 現在、ワーキングルーム1階にある個人のロッカーはどこに配置するのか明らかにすること。
- (7) ワーキングルームの移転に当たっては、作業性、移動性、環境性を十分考慮し、現場社員の意見を十分反映すること。

3. 構内操縦担当者について。

- (1) 構内操縦担当者の作業は、「仕業庫・交検庫の庫出し作業」、「東電留・西電留・着発線からの転線作業」等が考えられるが、移転後の作業工程を明らかにすること。
- (2) 夜勤作業時間帯で、0時30分以降シャトルバスが終了し、西電留線、着発線で作業が終わった場合、徒歩で帰所することになる。構内操縦者の作業が終わるまでシャトルバスを運行すること。
- (3) 構内操縦担当者は、総合事務所棟の6階にて待機するのか明らかにすること。
- (4) 構内操縦担当者が、作業毎にエレベーターを使用し6階の詰所へ移動することは、非効率的である。構内操縦担当者の待機詰所を1階に設置すること。

以 上